

【住所地外接種の対象者】

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 単身赴任者
- ・ 遠隔地に下宿している学生
- ・ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- ・ 入院・入所者※
- ・ 通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者※
- ・ 基礎疾患を持つ者がかかりつけ医の下で接種する場合※
- ・ コミュニケーションに支援を要する外国人や障害者等がかかりつけ医の下で接種する場合※
- ・ 副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合※
- ・ 市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合※
- ・ 災害による被害にあった者※
- ・ 勾留又は留置されている者、受刑者※
- ・ 国又は都道府県等が設置する大規模接種会場等で接種を受ける場合(会場ごとの対象地域に居住している者に限る)※
- ・ 職域接種を受ける場合※
- ・ 船員が寄港地等で接種を受ける場合※
- ・ 市町村が他市町村の住民の接種の受け入れを可能と判断する場合※
- ・ 他市町村の医療機関・高齢者施設等に勤める方が、施設の所在する他市町村で接種を受ける場合※

※がついている対象者は、接種を受ける際に医師等に申告を行う等により、**住所地外接種の届出を省略することができます**（当該対象者は、接種を受ける時点において、現にその状態にある方に限ります）。